

不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要

1 趣旨

令和5年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針において、アナログ規制（目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧、FD等記録媒体等の各規制をいう。）として掲げられている約1万条項について、令和6年6月までを目途に、当該規制の見直しを行うこととされた。

これを受けて、以下のとおり見直しを行うものである。

(1) 登記簿の作成に関する規定の見直し

不動産登記や商業・法人登記等の登記簿は、「磁気ディスク」をもって調製するとされているところ（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号、商業登記法（昭和38年法律第125条）第1条の2第1号等）、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）等の改正を行い、クラウドサービスの利用等が可能であることを明確化する。

(2) 登記簿の附属書類閲覧のデジタル化

不動産登記法第121条第3項及び第4項、商業登記法第11条の2並びに動産・債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）第18条等で規定される登記簿の附属書類又は登記申請書等（以下、これらをまとめて「登記申請書等」という。）の閲覧について、現在は登記官の面前でのみ閲覧をすることができるとされているところ、不動産登記規則、商業登記規則及び動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）等の改正を行い、ウェブ会議システムを利用した非対面での閲覧も可能とする。

2 省令案の内容

別紙のとおり改正を行う。

なお、前記1(2)については、省令改正の対象ではない、工場財団登記（工場抵当登記規則（平成17年法務省令第23号））（同令を準用する他の財団登記を含む。）、立木登記（立木登記規則（平成17年法務省令第26号））、夫婦財産契約登記（夫婦財産契約登記規則（平成17年法務省令第35号））及び各種法人登記等（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）等）に係る登記申請書等についても、見直しの対象に含まれる。

3 施行期日

- (1) 前記 1 (1) の改正 公布日
- (2) 前記 1 (2) の改正 令和 6 年 6 月 2 4 日

【参考】 <登記簿の附属書類閲覧のデジタル化（前記 1 (2)）の概要>

1 改正の概要

登記官は、登記申請書等の閲覧請求に際して請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議システムを利用する方法によって閲覧をさせることができる。

請求から閲覧までの流れは以下のとおり。

ア 請求人は、窓口又は郵送で登記申請書等の閲覧請求を行う。このとき、閲覧請求書とともに、ウェブ会議により閲覧をするための申出事項を記載した資料、本人確認資料（写しで可）、正当な理由を証する情報（原本が必要。返信用封筒を同封した場合、閲覧後に原本を返送する。）（※）及び収入印紙を同封する。

※ 商業・法人登記における利害関係を証する書面については、写しでも可

イ 登記官は、相当と認めた場合には、提出された本人確認書類を確認し、また、正当な理由（商業登記法第 1 1 条の 2 等に規定する利害関係を含む。以下同じ。）を証する情報から正当な理由の有無を審査する。

ウ 登記官は、正当な理由があると判断した場合、請求人に連絡し日程調整を行う。

エ 登記官は、ウェブ会議により請求人と面談して請求人の本人確認を行い、本人確認ができた場合には、端末のカメラを用いてウェブ会議の画面上に登記申請書等を映出し、請求人に閲覧させる。

なお、請求人は閲覧に際して、登記官の指示の下、録画等を行うことができる。

オ 返信用封筒が同封されていた場合、閲覧後、正当な理由を証する情報（原本）を請求人に郵送で返却する。

2 ウェブ会議により閲覧をするための申出について

ウェブ会議による閲覧のための申出事項は、ウェブ会議による閲覧を希望する旨のほか、請求人とウェブ会議による閲覧の日程調整をするための連絡先電話番号、ウェブ会議参加用 URL を送信するためのメールアドレス、ウェブ会議による閲覧を希望する日時とする予定である。この記載例については、施行日までにホームページで公表する。

3 「別段の申出を相当と認めるとき」について

閲覧を希望する登記申請書等が多数である場合及び機器の故障や通信障害等により物理的にウェブ会議システムを利用した閲覧ができない場合は、「相当と認めるとき」には該当せず、登記官の面前で閲覧する必要がある。